

労働移動支援助成金提出書類一覧
早期雇入れ支援コース
支給申請(第2回)

平成31年4月1日以降に、再就職援助計画対象労働者又は求職活動支援書対象者を、早期に雇用した場合に対象になります。

提出期限は、対象労働者の雇入れ日から1年経過後に初めて到来する賃金支払日の翌日から起算して2か月以内となります。

千葉労働局又は管轄するハローワークにご提出ください。

事業所名

No.	提出書類	事業主	ハローワーク	留意事項
1	支給申請書(様式第11号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・ボールペンで記入してください。 ・記入もれがないかご確認ください。
2	第1回支給申請分にかかる支給決定通知書(写し)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・新書式でのご提出が必要です。
4	対象労働者雇用状況等申立書(第2回申請分) (様式第10号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・4~6については、支援対象者が複数の場合、個人ごとに提出してください。
5	賃金台帳等(写)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・雇入れ日からの支給申請日までの分
6	賃金台帳等(写)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・雇入れ日から1年経過後の賃金支払日までの賃金台帳 (賃金上昇区分を申請する場合のみ)
確認事項	労働者名簿、賃金台帳等を整備・保管している 事業主で(ある・ない)		受付年月日 書類確認者	年 月 日 HW 局
千葉労働局職業対策課 ・ ハローワーク(公共職業安定所) (R3.01)				